

広島県子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十三号

#### 広島県子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例

(広島県子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第一条 広島県子ども・子育て審議会条例(平成二十五年広島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第四項、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条第一項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときその他知事が認めるときは、解任されるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。)第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二十五条の規定に基づき、広島県子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p> <p>6・7 (略)</p>

(広島県社会福祉審議会条例の一部改正)

第二条 広島県社会福祉審議会条例（平成十二年広島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第七条（略）		第七条（略）	
第八条・第九条（略）		<p>（児童福祉に関する調査審議）</p> <p>第八条 審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。</p>	<p>第九条・第十条（略）</p>

（広島県附属機関設置条例の一部改正）

第三条 広島県附属機関設置条例（平成二十六年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
1（略）		1（略）	
2（略）		2（略）	

名称	担任する事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
広島県環境県民局補助金等審査会	（略）	（略）	（略）	（略）
広島県児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するために必要な事項について調査審議すること。	九人以上	児童死亡事案の検証に必要な識見を有する者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。